

総合計画基本構想・前期基本計画まとまる

地域は、地域のみんなでつくる

3月定例会は、3月4日から22日までの19日間の日程で開催され、16年度補正予算、17年度予算をはじめ、新総合計画基本計画基本構想など長提案32議案は可決となりましたが、議案第17号「滝沢村に助役を置かない条例」は否決となりました。一般質問は3会派代表と10人の議員が村政各分野にわたって論戦しました。

第5次総合計画

○基本構想

「人と人、人と地域、人と自然が共栄し、生き生きと幸せ輝く「たきざわ」」

基本的考え方

「地域は地域のみんなでつくる」

地域で生活し、活動しているさまざまな人々がそれぞれの価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図り、地域のビジョンや課題を共有して、地域経営の

視点で地域づくりすることが不可欠であります。

前期基本計画（2005～2009）

重点政策 滝沢地域社会の未来の発展のための政策

基本政策 滝沢地域社会の安定のための政策

条例（新規制定）

滝沢村人事行政の運営等の

状況の公表に関する条例

（総務常任委員会付託）

可決

滝沢村長期継続契約を締結する

ことができる契約に関する条例

（総務常任委員会付託）

可決

滝沢村廃棄物減量等

推進審議会条例

（産業建設常任委員会付託）

可決

反対討論

角掛 邦彦 議員

助役を置かないことで人件費の削減につながることは理解できませんが、住民との協働を唱えているとき、三役が村長1人で住民に理解してもらえないでしょうか。

村長の権限が増し、村内外への行事等で出席要請があるとき、部長の代理出席で公務に支障が起きないでしょうか。また、部長決裁の権限が助役並みになり、日々の業務に支障を起ささないでしょうか。

助役という役職は首長の不慮の事故等による職務代理者であり、パートナーとしてのよい助言者として存在し、さらには職員との中継者、住民にとっても中継役となるべき存在として位置づけられていると考え、条例制定に反対します。

反対討論

山谷 仁 議員

助役は、村長を補佐する特別職であり、村長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理すると地方自治法第161条に定められております。

対外的会議、行事への代理出席や訪問、庁内における職員の意見集約、経営会議などにおける意見調整、具申など助役の役割は多岐にわたっていると思います。助役を置かないことになれば、チェックとバランスの機能低下を招き、多くの権限が集中することになり、決して好ましいことではないと思います。

小さな政府をめざして、さまざまな改革を検討する一環に助役制廃止を提案されたわけですが、協働を進めようとする今こそ助役の任務は重要と思われれます。滝沢村の将来を考え、条例制定に反対します。